

## 「違反転用に対する行政代執行に係る処分基準」の一部改正の概要

### 1 改正の理由

農地法の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日）に伴い、違反転用に対する行政代執行に係る処分基準の一部を改正する。

### 2 改正の内容

農地法第 51 条の項ずれ等に伴い、引用条項の整備を行う。（第 51 条）

### 3 施行日

令和 7 年 10 月 10 日